

目 次
第1号（4月19日）

告 示	1
応招議員	1
議事日程	2
本日の会議に付した事件	3
出席議員	4
欠席議員	4
事務局職員出席者	4
説明のため出席した者の職氏名	4
開 会	4
会議録署名議員の指名	5
会期の決定	5
町長提出第59号議案	5
町長提出第60号議案	10
町長提出第61号議案	16
町長提出第62号議案	18
町長提出第63号議案	21
町長提出第64号議案	28
町長提出第65号議案	28
町長提出報告第2号	38
町長提出報告第3号	39
町長提出報告第4号	43
町長提出報告第5号	44
町長提出報告第6号	44
閉 会	45
署 名	46

津和野町告示第52号

令和3年5回津和野町議会臨時会を次のとおり招集する

令和3年4月13日

津和野町長 下森 博之

- 1 期 日 令和3年4月19日
- 2 場 所 津和野町役場日原第2庁舎議場

○開会日に応招した議員

草田 吉丸君	米澤 宥文君
川田 剛君	道信 俊昭君
板垣 敬司君	丁 泰仁君
御手洗 剛君	三浦 英治君
寺戸 昌子君	後山 幸次君
岡田 克也君	沖田 守君

○応招しなかった議員

令和3年 第5回（臨時）津 和 野 町 議 会 会 議 録（第1日）

令和3年4月19日（月曜日）

議事日程（第1号）

令和3年4月19日 午前9時00分開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 町長提出第59号議案 専決処分の承認を求めることについて
津和野町税条例等の一部改正について
- 日程第4 町長提出第60号議案 令和2年度津和野城山整備事業給水管路整備工事
請負変更契約の締結について
- 日程第5 町長提出第61号議案 津和野町役場本庁舎事務用家具等の取得について
- 日程第6 町長提出第62号議案 令和2年度津和野駅展望スペース整備・観光公衆
トイレ整備工事請負契約の締結について
- 日程第7 町長提出第63号議案 令和2年度津和野駅舎改修工事請負契約の締結に
ついて
- 日程第8 町長提出第64号議案 令和3年度津和野町一般会計補正予算（第1号）
- 日程第9 町長提出第65号議案 令和3年度津和野町国民健康保険特別会計補正予
算（第1号）
- 日程第10 町長提出報告第2号 令和2年度津和野町一般会計事故繰越し繰越計算
書の報告について
- 日程第11 町長提出報告第3号 令和2年度津和野町一般会計繰越明許費繰越計算
書の報告について

日程第 12 町長提出報告第 4 号 令和 2 年度津和野町下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について

日程第 13 町長提出報告第 5 号 令和 2 年度津和野町病院事業会計予算繰越計算書の報告について

日程第 14 町長提出報告第 6 号 令和 2 年度津和野町水道事業会計予算繰越計算書の報告について

本日の会議に付した事件

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 町長提出第 59 号議案 専決処分の承認を求めることについて
津和野町税条例等の一部改正について

日程第 4 町長提出第 60 号議案 令和 2 年度津和野城山整備事業給水管路整備工事請負変更契約の締結について

日程第 5 町長提出第 61 号議案 津和野町役場本庁舎事務用家具等の取得について

日程第 6 町長提出第 62 号議案 令和 2 年度津和野駅展望スペース整備・観光公衆トイレ整備工事請負契約の締結について

日程第 7 町長提出第 63 号議案 令和 2 年度津和野駅舎改修工事請負契約の締結について

日程第 8 町長提出第 64 号議案 令和 3 年度津和野町一般会計補正予算（第 1 号）

日程第 9 町長提出第 65 号議案 令和 3 年度津和野町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）

日程第 10 町長提出報告第 2 号 令和 2 年度津和野町一般会計事故繰越し繰越計算書の報告について

日程第 11 町長提出報告第 3 号 令和 2 年度津和野町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について

日程第 12 町長提出報告第 4 号 令和 2 年度津和野町下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について

日程第 13 町長提出報告第 5 号 令和 2 年度津和野町病院事業会計予算繰越計算書の報告について

日程第 14 町長提出報告第 6 号 令和 2 年度津和野町水道事業会計予算繰越計算書の報告について

出席議員（11 名）

1 番 草田 吉丸君

2 番 米澤 宏文君

3 番 川田 剛君

5 番 板垣 敬司君

6 番 丁 泰仁君
8 番 三浦 英治君
10 番 後山 幸次君
12 番 沖田 守君

7 番 御手洗 剛君
9 番 寺戸 昌子君
11 番 岡田 克也君

欠席議員（1名）

4 番 道信 俊昭君

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

局長 中田 紀子君

説明のため出席した者の職氏名

町長	下森 博之君	副町長	島田 賢司君
教育長	世良 清美君	総務財政課長	岩本 要二君
税務住民課長	山本 慎吾君	健康福祉課長	土井 泰一君
医療対策課長	清水 浩志君	農林課長	益井 仁志君
商工観光課長	堀 重樹君	環境生活課長	野田 裕一君
建設課長	安村 義夫君	教育次長	齋藤 道夫君
会計管理者	青木早知枝君			

午前9時00分開会

○議長（沖田 守君） それでは、改めておはようございます。こうして新しい4人の課長をお迎えをし、また一部人事異動で課を変われた課長もおいでであります。本日、令和3年第5回津和野町議会臨時会が招集されました。議員各位にはおそろいで出席をいただきましてありがとうございます。

道信俊昭議員より欠席の届出があります。したがって、ただいまの出席議員数は11名であります。定足数に達しておりますので、令和3年第5回臨時会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

日程第1. 会議録署名議員の指名

○議長（沖田 守君） 日程第1、会議録署名議員の指名。

会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により、9番、寺戸昌子君、10番、後山幸次君を指名いたします。

日程第2. 会期の決定

○議長（沖田 守君） 日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りをいたします。本臨時会の会期は、本日1日限りといたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 御異議なしと認めます。したがって、会期は本日1日限りと決定いたしました。

日程第3. 議案第59号

○議長（沖田 守君） 日程第3、議案第59号専決処分の承認を求めることについて、津和野町税条例等の一部改正についてを議題といたします。

執行部より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（下森 博之君） 本日は臨時議会の招集をお願いいたしましたところ、おそろいで御出席を賜りましてありがとうございます。

今臨時議会に提案をいたします案件は、専決処分案件1件、契約案件4件、補正予算案件2件、報告案件5件の合計12案件でございます。いずれも重要な案件でございますので、慎重審議を賜り、それぞれ可決賜りますようお願いを申し上げます。

議案第59号でございますが、専決処分の承認を求めることについてでございます。

津和野町税条例等の一部改正の専決処分について、地方自治法第179条第1項の規定により、議会の承認を求めるものでございます。

詳細につきましては、担当課長から説明を申し上げます。

○議長（沖田 守君） 税務住民課長。

○税務住民課長（山本 慎吾君） それでは、津和野町税条例等の一部を改正する条例の概要について、御説明いたします。

新旧対照表のほうで説明いたしますので、新旧対照表のほうを御覧ください。

税目ごとに説明いたします。

新旧対照表1ページ、第24条の関係でございます。

町民税なんです、令和6年度以後の町民税の均等割の税率の軽減並びに所得割の非課税の範囲等に係る扶養親族について、年齢16歳未満の者及び控除扶養対象親族に限ることとすることにしました。24条では、個人の町民税の非課税の範囲、均等割のことを述べております。

それに関連しまして、新旧対照表5ページ、附則第5条で所得割の非課税の範囲等について定めております。24条第5条につきましては、令和6年1月1日施行となります。

内容としましては、所得税の扶養控除について、その対象となる扶養親族から30歳以上70歳未満の国外居住親族を原則として除くこととされたことに伴いまして、町民税についても、扶養控除の対象となる扶養控除対象扶養親族が見直しされ、こういった条文の改正になっております。令和6年度以後の個人町民税について適用されます。

続きまして、第34条の7について御説明いたします。

令和4年度以後の寄附金控除について、その対象となる公益の増進に著しく寄与する法人の主たる目的である業務に関連する寄附金から、出資に関する業務に充てられることが明らかな寄附金を除外することとしました。これは、所得税法の改正により、地方税法の改正があったため改正するものであります。施行日は令和4年1月1日でございます。

続きまして、1枚はぐっていただいて、2ページ、それから3ページ、4ページとありますが、給与所得者の扶養控除申告書、公的年金等受給者の扶養親族申告書及び退職所得申告書について、これらの申告書の提出の際に経由すべきものは、電磁的方法により記載すべき事項を適正に受け取ることができる措置を講じていることと、一定の要件を満たす場合には、これらの申告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる旨を規定したものであります。

36条の3の2、36条の3の3、53条の8、1枚はぐっていただいて53条の9の関係はその旨が記載されております。今回の税条例改正は、原則令和3年4月1日施行ではございますが、36条の3の3第1項の年齢16歳未満の者に限るという規定につきましては、令和6年1月1日の施行となっております。

続きまして、附則第6条、これは6ページになります。

これは特定一般医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例について定めておりますが、適用期限を令和4年度から令和9年度の分の個人の町民税まで延長することとしました。施行年月日は令和4年1月1日であります。

これも、所得税において一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例、通称セルフメディケーション税制というものがありますが、これの適用期限を5年間延長されたことに伴い、町民税の適用期限も5年間延長するものであります。

それから、町民税の関係少し飛びまして、新旧対照表19ページ、附則第26条の関係でございます。

これは、住宅借入金等特別税額控除について、一定の場合に適用期限を令和17年度分の個人の町民税まで延長することとしました。

今現在10%の消費税になって控除期間13年間の特例というものがございますが、新型コロナウイルスの関連等もありまして、一定の期間に契約した場合には令和4年末までの入居者を対象とするものであります。施行日は令和3年4月1日であります。

それから、今度1枚はぐっていただいて、第2条の関係でございます。

税条例等の一部を改正する条例、令和2年の条例の第2条改正でございます。

これについては、法人町民税についての所要の条文整理でございます。法律改正による条文の項ずれを反映したものであります。施行日は令和3年4月1日となります。

続きまして、固定資産税の関係を御説明いたします。

固定資産税の関係は、新旧対照表のまず最初に8ページ、これは附則第10条の2の24項というのが、右側に改正後の案として載っております。

この内容については、浸水被害のために整備される雨水貯留浸透施設に係る固定資産税の課税標準額について、わがまち特例による軽減措置、3分の1を講ずることとしております。

この施行日につきましては、現在国会で審議されております特定都市河川浸水被害対策法の一部を改正する法律の施行の日の施行となりますので、まだ日にちは決まっておりません。国会の会期は6月16日までとなっておりますので、まだ審議中ではあります。が、条文の中で載せております。そのほかは、固定資産税は所要の条文整理であります。

新旧対照表の6ページから9ページまで、附則の10条の2を載せております。

これはわがまち特例の関係で、法律の項ずれによる条文の改正であります。施行日は令和3年4月1日となります。

11条、11条の2、それから1枚はぐっていただいて12条、それから13条、新旧対照表13ページ、13条、それから同じく13ページの15条、それから附則の第22条の関係は19ページ、資料ページの19ページに載せております。

これについては所要の条文整理であります。この改正の内容につきましては、土地に係る負担調整措置の適用期限を3年延長し、その上で令和3年限りの措置や、それから令和3年度の課税標準額を令和2年度の課税標準額と同額とする措置が取られる改正を載せております。

19ページの第22条は、東日本大震災に係る被災住宅用地等に関する特例の適用期限を5年間延長するものであります。

1点お知らせしときますが、附則第10条の2の関係の27項、新旧対照表でいきますと9ページ。9ページの左側が27、右側が26と書いてある条文についてであります。これは施行日が違いまして、同じく国会で審議中の産業競争力強化法等の一部を改正する法律が決まった後の施行の日の施行になっております。

これはわがまち特例の関係で以前からあった文ですが、条文が変わったために27項から26項に変えているものでございます。

固定資産税については以上でございます。

それから、今度は軽自動車税の関係について御説明いたします。

軽自動車税の関係につきましては、まず最初に新旧対照表の14ページをお開きください。ちょっと見えにくいですが15の上が14ページです。

これは、軽自動車税の環境性能割の臨時的軽減措置を9か月延長し、適用期限を令和3年12月31日までとするものでございます。この関係につきましては、附則第15

条の2、第15条の2の2の関係について載せております。施行日は令和3年4月1日でございます。なお、この措置による地方税の減収については全額国費で補填されます。そのほか、軽自動車税につきまして所要の条文整理を行っております。

新旧対照表、あちこち飛びますが、第5ページ、第81条の4、環境性能割の税率、それから新旧対照表でいきますと15ページから18ページまでが軽自動車税の種別割の税率の特例を載せております。

それから、18ページの第16条の2につきましては、種別割の賦課徴収の特例といたしまして、これは法律改正に合わせた改正でありまして、内容としては、環境性能割の税率区分の見直し、軽自動車税のグリーン化特例の見直し等による改正でございます。いずれも、施行日は令和3年4月1日となります。

以上で、税条例改正についての説明を終わります。御審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（沖田 守君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。ありませんか。いいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） ないようでありますから、質疑を終結します。

これより討論に入ります。まず原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 討論なしと認めます。

これより議案第59号を採決します。本案件を承認することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（沖田 守君） 起立全員であります。よって、本案件は承認することに決定いたしました。

日程第4. 議案第60号

○議長（沖田 守君） 日程第4、議案第60号令和2年度津和野城山整備事業給水管路整備工事請負変更契約の締結についてを議題といたします。

執行部より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（下森 博之君） それでは、議案第60号でございますが、令和2年度津和野城山整備事業給水管路整備工事請負変更契約の締結について、議会の議決を求めるものでございます。

詳細につきましては、担当課長から御説明を申し上げます。

○議長（沖田 守君） 環境生活課長。

○環境生活課長（野田 裕一君） それでは説明させていただきます。

議案第60号について御説明いたします。

令和2年度津和野城山整備事業給水管路整備工事請負変更契約の締結について、地方自治法第96条第1項第5号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

契約の目的でございますが、令和2年度津和野城山整備事業給水管路整備工事でございます。契約の方法は随意契約でございます。契約の金額につきましては、変更の金額が税込みで5,412万円、変更前の金額が4,648万6,000円、変更額が763万4,000円の増額でございます。契約相手は、住所、島根県鹿足郡津和野町高峯566番地の1、氏名、有限会社ナガヨシ技建、日発建設有限会社、建設共同企業体、代表、有限会社ナガヨシ技建、代表取締役、永吉伯亨であります。

裏面に資料といたしまして、工事請負変更仮契約書をつけておりますので、御確認いただきたいと思っております。

次のページに参考資料1をつけております。

当初契約の概要は御覧のとおりであります。

変更の主な理由についてでございますが、当初この工事につきまして、水道管・排水管・電線管の掘削埋戻し部分を土砂で埋戻し、工事を完了する予定でございましたが、次回工事のアスファルト舗装工事着手まで数か月を要することから、その間豪雨などに見舞われた際、埋戻し土砂が流出する可能性が非常に高くなるため、安全対策及び今後の円滑な施工を目的としまして、急カーブのみアスファルト安定処理を実施しました。その後、現地精査をしたところ、急勾配区間が多いことから工事施工量を増加したほうがよいと判断し、追加させていただきたいというものでございます。

裏面には別紙としまして、工事の概要をつけさせておりますので、御確認いただければというふうに思います。

また、参考資料2としまして、工事図面をつけておりますので御覧ください。

図面の赤く記してある部分が今回追加する箇所でございます。青く示してある部分が変更前の工事施工部分でございます。

なお、本工事の仮契約は、津和野町議会の議決を得たときに何らの手続をすることなく本契約となるものでございます。

以上でございます。

○議長（沖田 守君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。ありませんか。いいですか。10番、後山君。

○議員（10番 後山 幸次君） 本工事について大変、環境生活課長さんが就任早々の質問でありますので、御答弁のほどよろしくお願いをいたします。

今回この臨時議会に付議された事件でございますが、給水管路の整備工事の変更契約、提出されております。

これが当初は3,850万円で契約をされておると思います。そして、この期間内に1回変更されておるはずなんです、そして4,648万6,000円になっておるわけですが、今回が第2回目の変更であるというふうに私は思っておるのですが。

一遍にこの金額を変更すると相当な工事率の増額金になりますので、40%を超えるような金額になるわけです。そういった意味で2回に分けられたんであろうというふうに思いますが。1回目で増額されたときには5,000万を超えないから議会の議決が要りませんね。今回出されたのは、変更金額を出した場合5,000万を超えたから議会の議決があるから、本日出されたわけですが。

こういった何であります、いつ第1回目の変更はされたのか、直接関係はないんですよ、が、いつ第1回目の変更をされておるのか、それが分かればお伺いをいたします。

そして、城山の整備事業でありますので、本日の付議事件として提案されてはおりませんが、整備事業と関連がありますので、質問をさせていただきたいと思えます。

トイレの施設造成工事です。これの工期が11月30日、令和2年の11月30日になっておりますが、これも当初3,135万円で入札、落札されております。この金額が増額になっておるのか、工期はどのようになっておりますか。

もう1件、同じように給水施設の整備工事です。これも工期は11月の30日になっておりますが、これも工期延期と、恐らくこれが当初3,058万円であったわけですが、これも増額をされて増減があるのかないのか。

そしてもう1件、トイレ棟の建設工事です。これは令和3年の3月31日が工期であります、これも当初は4,163万5,000円の契約であります。これが増減があったのかないのか。これは、これまでは共同企業体で請け負っておられる件であります。

もう1件、トイレの施設電気の設備工事です。これをこの令和3年の3月31日が工期であります、これは1,760万円、当初の請負金額が。この金額の増減があるのかないのか、それで工期はどのようになっておるのか、お伺いをいたします。

○議長（沖田 守君） 環境生活課長。

○環境生活課長（野田 裕一君） 後山さん、一発目の質問ありがとうございます。一応できるだけ説明、答えたいと思えます。

この案件の城山整備事業、工事が五つに分かれております。先ほど説明しました給水管路のほうからちょっと説明をさせていただきたいと思えます。

給水管路整備工事、「マスク外して」と呼ぶ者あり）すみません、マスク外します。

一つ目の給水管路整備工事でございます。

先ほど私が説明しました内容の工事ですが、当初工期、当初の契約が、令和2年の7月1日、この時点で3,850万で契約させていただいています。

その後2回契約をしております。軽微な変更でございますが。

2回目のまず1回目が、令和2年の11月30日、このときに工期が令和3年の3月31日に変更して、工事費も798万6,000円ほど増額しております。

その後、もう1回変更契約をしておりますのが、令和3年3月26日に令和3年5月31日までの工期として、工期の変更しております。

それで今回が第3回目ではありますが、令和3年4月9日、この議題の案件の763万4,000円の増額でございます。

あと四つほどありますが、整備事業の給水施設整備工事、これは昨年の令和2年11月27日に完了しております。一応増額がございまして、18万7,000円ほど増額です。

もう一つ、トイレ施設の造成工事でございます。これも当初契約が令和2年7月1日、契約金額が3,135万円でございます。この当時の工期が11月30日までとしております。その間、工期の変更を2回しております。令和2年の11月25日に令和3年3月31日までと、令和3年3月25日に令和3年5月31日までです。

この工事は、ちょっと今現在引き続きましてずっと工事しておりまして、まだ精算金額がちょっと見えていない部分がありまして、工事としては増額でございます。

そして、トイレ棟、トイレ棟建設工事、これが令和2年8月18日に4,163万5,000円で契約しております。この契約時の工期が令和3年3月31日です。1回変更をかけておりまして、工期の変更ですね、令和3年3月25日に令和3年5月31日の工期の変更契約をしております。

これもちょっとまだトイレ棟自体が終わっていない部分がございます、多分増額になるとは思います。

それともう一つ、トイレ施設の電気設備ですね、電気設備の工事、これが令和2年11月6日に1,760万で契約しております。このときの工期が令和3年3月31日でございます。一度変更しておりますが、令和3年の3月25日にこれも令和3年の5月31日まで工期の変更をしております。

これもまだちょっと全体工事というか、まだ終わってない部分がございます、工事費とすれば増額でございます。ちょっと金額はまだ分からないということです。

一応五つほど城山関係の工事の説明をさせていただきました。

○議長（沖田 守君） 10番、後山君。

○議員（10番 後山 幸次君） まだ5月までたたと、工期が変更されておりますんで、金額もまたそのときにあるかも分からないというふうに理解はしております。そのように理解してようございますね。

また関連がありますので、もう1件ほどお伺いをしたいと思います。

これは教育委員会の関係になると思いますが、城山の復旧工事が発注されておりますね。これも令和2年の4月27日に、たしか2,516万8,000円で津和野土建さんが工事を請け負っておられるはずで。この工事はたしか繰越明許されておりますね。

この工事の進捗状況はどのようになっておるのか、いつ完成するのか、また工事金の増額があるのかないのか、それについてお尋ねをいたします。

○議長（沖田 守君） 教育次長。

○教育次長（齋藤 道夫君） 今議員さんの御質問の城山の復旧工事の件でございますが、令和2年の7月31日に契約を行いまして、8月1日から令和3年の3月31日を当初の工期として事業を進める予定でございましたが。

この作業路の復旧につきましては、今の伐倒木、農林課のほうの事業だったと思えますけれども、木を伐採して出すというその事業が終わった後の修復ということで設計のほうも行ってございました。で、この契約指定工事に入る時点で、実際にまだこの倒木の処理がまだ終わっておりませんでしたので、先にこのほうを処理をしてからということで、ちょっと工事のほうには取りつけずにおりました。

で、そうしておりますとまた、今の城山の整備工事の関係で、あそこの三本松の曲輪のところに休憩所、あずまやを建設するという事業もあり、先ほど環境生活課のほうの説明もありましたように、トイレの整備があるということで、こちらのほうで期限が決まっておるといいますか、年度内の、トイレにつきましては繰越しを行っておりますけれども、ほかの事業につきましては、城山整備につきましては、3月末で一応完了ということで進めておりましたので。

復旧のほうが急ぐのは急いでおりましたが、整備のほうも先に進めなくてはいけないということで、こちらのほうの事業を進めつつ調整をしておりましたが、先ほどのトイレ関係の給水管等の管路の埋設等の関係もございまして、重機の移動等なかなか調整が難しいところがあったので、結局年度内の復旧工事の着工ということができなくなったというのが現実でございます。

で、今トイレ棟の関係で、現場のほうが大体4月に入って終わったといえますか、通れる状況になったということを担当レベルで話をしておりますので、今後4月の今20日に再度現場のほうで業者のほうと打合せをした後に、復旧の工事のほうには着工するという予定でございます。一応完了は9月の末を予定しております。

以上です。

○議長（沖田 守君） ほかにありますか。10番、後山君。

○議員（10番 後山 幸次君） 質問も3回しかできませんので、明快な答弁を頂きたいと思えます。

この工事を、今、伐採木の撤去をせんと災害復旧ができんわけですね。それで、伐採木がのり面に横たわっているわけですね。それに切り取った土砂が引っかかっているわけですね。切り取った土砂がこの伐採木にかかるとるわけ。この木をのけんとこの土砂ちゅうもんが取れんようになるわけです。ほいじゃが、復旧道はこの土砂を取るようになるんじゃないんです。もしかこの土が取れんかった場合は復旧道はどのようにするのか、外部から持ってくるわけにはいかんと思うんですが。

そういったところの文化庁との連絡はどのようになっておるのか。これだけ工期が延びますと、文化庁のほうもそのような手続をされておるとは思いますが、そのほうは十分手続はしてあるわけですね。それについてお尋ねをいたします。

○議長（沖田 守君） 教育次長、後山議員は今、この変更契約の案件とは若干違うけども、関連があるから今発言を許しとるわけですけどね。簡潔に教えてください。教育次長。

○教育次長（齋藤 道夫君） おっしゃられるように、地上部に出ている木につきましては農林のほうで処理を済ませましたので、あとは入っている木を含めての処理になりますけども。文化庁のほうとは、当然掘削して道路を造るときに下にも流れた土砂もありますし、木を取れば下に流れる土砂もありますので、今の道路面から取れる範囲で戻すというところで確認は取っております。

○議長（沖田 守君） ほかにありますか。いいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） ないようでありますので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。まず原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 討論なしと認めます。

これより、議案第60号を採決します。本案件を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（沖田 守君） 起立全員であります。したがって、議案第60号令和2年度津和野城山整備事業給水管路整備工事請負変更契約の締結については原案のとおり可決されました。

日程第5. 議案第61号

○議長（沖田 守君） 日程第5、議案第61号津和野町役場本庁舎事務用家具等の取得についてを議題といたします。

執行部より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（下森 博之君） それでは、議案第61号でございますが、津和野町役場本庁舎事務用家具等の取得について、議会の議決を求めるものでございます。

詳細につきましては、担当課長から御説明を申し上げます。

○議長（沖田 守君） 総務財政課長。

○総務財政課長（岩本 要二君） それでは、議案第61号を御説明いたします。

津和野町役場本庁舎事務用家具等の取得について、地方自治法第96条第1項第8号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

契約の目的につきましては、津和野町役場本庁舎事務用家具等の売買契約でございます。新本庁舎への移転に合わせ事務用備品やロビーチェア等、別紙明細書、1枚めくっていただいたところに明細書をつけておりますけども、そういった備品等を調達するものでございます。

契約の方法でございますが、指名競争入札による契約でございます。指名業者は5社ございましたが、2社辞退されましたので、3社で4月12日に執行いたしました。落札率につきましては98.3%でございます。

契約の金額につきましては1,870万円でございます。

契約の相手方は、島根県鹿足郡津和野町森村イ421の1、有限会社栗栖商事、代表取締役、栗栖彩衣でございます。

1枚めくっていただきまして、別紙物品売買仮契約書を御覧ください。

納入期限でございますが、別紙明細書のうち、片袖デスク、両袖デスク、脇机については令和3年5月7日、その他につきましては令和3年5月28日を期限としております。納入場所につきましては、津和野町役場本庁舎としております。

以上でございます。

○議長（沖田 守君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。ありませんか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） ないようであります。これで質疑を終結します。

これより討論に入ります。まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 討論なしと認めます。

これより、議案第61号を採決します。本案件を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（沖田 守君） 起立全員であります。したがって、議案第61号津和野町役場本庁舎事務用家具等の取得については原案のとおり可決されました。

日程第6．議案第62号

○議長（沖田 守君） 日程第6、議案第62号令和2年度津和野駅展望スペース整備・観光公衆トイレ整備工事請負契約の締結についてを議題といたします。

執行部より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（下森 博之君） それでは、議案第62号でございますが、令和2年度津和野駅展望スペース整備・観光公衆トイレ整備工事請負契約の締結について、議会の議決を求めるものでございます。

詳細につきましては、担当課長から御説明を申し上げます。

○議長（沖田 守君） 商工観光課長。

○商工観光課長（堀 重樹君） 失礼します。議案第62号の御説明をさせていただきます。

地方自治法第96条第1項第5号の規定により、議会の議決を求めるものであります。工事名は令和2年度津和野駅展望スペース整備・観光公衆トイレ整備工事でございます。

契約の方法ですが、一般競争入札でございます。

契約の金額は、1億1,110万円でございます。うち消費税が1,010万円になります。

契約の工期ですが、着工が津和野町議会の議決のあった日の翌日で、完成を令和4年3月31日としております。

契約の相手方ですが、住所、島根県鹿足郡津和野町高峯566番地1、氏名、有限会社ナガヨシ技建、代表取締役、永吉伯亨でございます。

この契約ですが、落札率は99.1%でございます。

それでは、1枚目をめくっていただきまして、2ページに資料としまして建設工事請負仮契約書の写しを添付しております。

それでは、工事の概要を説明いたします。参考資料として平面図をつけておりますので御覧ください。

参考資料の平面図になります。

平面左側が1階の平面図で、中央に多機能トイレを設け向かって右側に女子トイレを配置しております。洋式便器の数は3個、手洗い2つ設けております。

また、向かって左側に男子トイレを配置し、洋式大便器を2つ、小便器を2つ、お手洗いを2つ設けており、男女それぞれのトイレの個室にはベビーキープを設置しております。

さらに右側の屋上の平面図で、建物の両脇から階段で昇降することによりまして、前側にあるSLのモニュメントも含めた運行するSL等の車両の撮影ができる木製デッキの展望台を設けております。

なお、本工事の仮契約は津和野町議会の議決を得たとき、何ら手続をすることなく本契約になるものでございます。

以上でございます。

○議長（沖田 守君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。ありませんか。いいですか。10番、後山君。

○議員（10番 後山 幸次君） これも駅舎の展望スペースの件であります、これも商工観光課長さんが就任早々での質問であります。御答弁のほどよろしく願いいたします。

大変なこれも事業であります、この工事がですね、工事が建築と管工事と両方入ってくると思うんですね。下水があるわけですから。どうせ本管につながる工事だろうと思います。そうすると工事が建築と管工事であると、配置予定技術者の調書が必要になってくるわけですが、監理技術者の証の確認について、建築工事の場合は施工管理技士1級がいるわけですね。管工事の場合には管工事の施工管理技士の1級か2級がついておらんとできないわけですが、これらの有資格者の確認をしっかりしていただきたい。もしくは、この届出た技術者の変更はこれは原則認められないというふうになっておりますので、しっかりそのほうを確認をしておいていただきたいと思えます。もしくは、こういった場合に契約が届出の配置技術者が配置できなくなった、早よう言やあ、管工事の技術者がおらないということになりますと、指名停止の処置の対象となるわけですが、そういった技術者の届出ですね、そういった確認をしっかりとっておいていただきたい。このように思っておりますが、何せ工期が随分長いように思うんですが、まあ、事故のないようにしっかり管理監督をお願いしたいと思います。技術者調書についてどのようにお考えかお聞かせいただきたい。

○議長（沖田 守君） 商工観光課長。失礼、総務財政課長。

○総務財政課長（岩本 要二君） 今、御質問のありました、津和野駅展望スペース整備・観光公衆トイレ整備工事に当たりますので配置技術者等の確認ということでございます。この工事につきましては4月の14日に入札を行っております。その結果、有限会社ナガヨシ技建さんが落札候補者ということで確認をしておるところでありますけども、その翌日の4月15日に指名審査会を開催しております。その指名審査会におきまして今、後山議員さんが言われております配置技術者等の資格確認については、審査会の中で確認をして最終的に落札決定という判断をしたということでございます。

以上でございます。

○議長（沖田 守君） ほかにありますか。9番、寺戸昌子君。

○議員（9番 寺戸 昌子君） 駅にあるトイレということで多目的トイレも設置していただくということなんですが、ちょっと細かいんですけど多目的トイレを使われる方は、結構物を零したりとかで服を汚してそこで着替えをさせてもらったり、うちの夫がそうなんですけど、その多目的トイレを使って着替えをさせてもらったりするとき、簡易のベッドみたいなものが置いてあるところがよくあるんです。それがあれば車椅子の上で着替えるよりも、そこにちょっと座らせてもらって着替えたりするのでとても助かっているんですが、ちょっと小さめの簡易ベッドみたいなのは置かれる予定でしょうか。

○議長（沖田 守君） 商工観光課長。

○商工観光課長（堀 重樹君） 失礼します。図面上にはですね、多機能トイレということで、トイレのほかにお手洗いとベビーキープの図面しか載っていないとございます。赤ちゃん用の簡易ベッドについては、ここの中に盛り込めるかどうかというのは今後ちょっと検討させていただいて、スペース的なものもありますんで、そのあたり考えさせていただければと思います。総合的に多くの方が利用しやすい多機能トイレということで、造っていきたいと思いますのでよろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（沖田 守君） ほかにありますか。いいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） これで質疑を終結し、討論に入ります。

まず、本案件に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 次に、本案件に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 討論なしと認めます。

これより、議案第62号を採決します。本案件を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（沖田 守君） 起立全員であります。したがって、議案第62号令和2年度津和野駅展望スペース整備・観光公衆トイレ整備工事請負契約の締結については原案のとおり可決されました。

日程第7. 議案第63号

○議長（沖田 守君） 日程第7、議案第63号令和2年度津和野駅舎改修工事請負契約の締結についてを議題といたします。

執行部より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（下森 博之君） それでは、議案第63号でございますが、令和2年度津和野駅舎改修工事請負契約の締結について、議会の議決を求めるものでございます。

詳細につきましては、担当課長から御説明を申し上げます。

○議長（沖田 守君） 商工観光課長。

○商工観光課長（堀 重樹君） それでは、続きまして議案第63号を御説明いたします。

地方自治法第96条第1項第5号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

工事名につきましては、令和2年度津和野駅舎改修工事でございます。

契約の方法ですが、随意契約でございます。

契約の金額は、1億2,210万円でございます。うち消費税が1,110万円になっております。

契約の工期ですが、着工が津和野町議会の議決のあった日の翌日で、完成を令和4年3月31日としております。

契約の相手方ですが、住所、広島市中区上幟町7-3、氏名、株式会社ジェイアール西日本ビルト広島支店、取締役兼執行役員支店長、木村功一でございます。

この契約でございますが、落札率は99.7%でございます。

それでは、1枚目をめくっていただきまして、次ページに資料としまして建設工事請負仮契約書の写しを添付しております。

それでは、工事の概要を説明いたします。参考資料として平面図をつけておりますので御覧ください。

まず、建物中央の上が改札口でここは現在の位置と変わっておりません。その改札口を抜けて、コンコースに入った右側に待合のできる多目的室として配置しております。その中にはカウンターを設けまして、列車の待ち時間などに簡単なデスク作業ができるようになっております。

なお、その中には既存施設にあった、うどん屋、売店等の出店を想定しているところがございます。

さらに、多目的室の右側には主に観光情報の発信を行うほか、小イベントの開催も行うことを想定して観光交流室を配置しております。

コンコースの左側についてであります。JRの出札室と事務室等が現在のところですが配置されております。その先に授乳室を含んだ多目的室を配置しております。多目的室を通過して進むと観光案内所のエリアになり、鉄道でお越しいただいたお客様にこのカウンターで、町内の観光の案内を行うこととなっております。その奥にその観光案内のための事務室を配置しているところでございます。

なお、本工事の仮契約は津和野町議会の議決を得たとき、何ら手続をすることなく本契約になるものでございます。

以上でございます。

○議長（沖田 守君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。ありませんか。3番、川田剛君。

○議員（3番 川田 剛君） すいません。1点確認なんですけど、この随意契約でJRさんの関連会社が入っていますが、これはJRさんといえばJRさんの関連会社さんで工事されると一般的な感覚では見ているんですけども、あくまで公共の施設と申しますか、津和野町が受けた施設であって津和野町が公共施設として管理する上で随意契約というのは、これはどうなのかと町民の方に聞かれたときにJRさんですから納得できるものなのかというふうにも今、思ったんですけども、以前の資料を見させていただきますと、契約書にはそういったこの建物の工事に関しては、JR関連会社が行うとい

う旨も書いていないと思います。これ随意契約に至った理由というのを、この金額です
ので明らかにしていただきたいと思います。

○議長（沖田 守君） 課長答弁する。町長。どっちですか。総務財政課長。

○総務財政課長（岩本 要二君） 令和2年度津和野駅舎改修工事について、いわゆる
契約の方法が随意契約であるということでございます。この工事の発注に当たりまして
は、指名審査会の中で審議をしておりますけれども、当初3月25日付をもちまして、一
般競争入札の公告をしております。その公告の中に、一般競争入札としておりますけど
も、施工実績というところで、条件等いろいろつけておりますけれども、入札の参加に必
要な資格というところで、まず、住所要件につきましては中国5県の中の営業所を有す
る者ということ、そういった条件をつけておりますけれども、施工実績として元請けとし
て完成した建築一式工事での鉄道営業線近接工事というその施工実績があることとい
うふうな条件を付ささせていただいております。

この鉄道営業線近接工事というのは、列車が運転されている線路外または線路近くで
行われる工事で、一般社団法人日本鉄道施設協会が認定する工事管理者を配置して施工
する工事、というところの、そういったJR関係での条件を付ささせていただいております。

そういった中で一般競争、中国5県で行いましたけれども、申請書の期限の提出が4
月5日という状況の中で1社しかなかったということでもございました。ということです
ので、当然1社ということになると一般競争入札は成立しませんので、その部分につい
ては入札は行えないという判断をいたしました。その後、また指名審査会を開催をさせ
ていただきまして、今後の工事のいわゆる工期の関係だとか、そういった状況もろもろ
その審査会の中で検討した結果、この工事につきましては1社の今のジェイアールさん
と随意契約をさせていただきたいということで、地方自治法の施行令第167条の2第
1項第8号、「競争入札に付し入札者がいないとき、または再度の入札に付し落札者がな
いとき」というものに該当すると判断いたしまして随意契約とさせていただきました。

以上でございます。

○議長（沖田 守君） ほかにありますか。10番、後山幸次君。

○議員（10番 後山 幸次君） 同僚議員も質問しましたが、この駅舎は津和野が西
日本旅客鉄道株式会社より有償譲渡をしておるわけでございますが、これは町の建物で
あるわけですね、駅舎は。町が買うとるんですけえ。それをですね、西日本旅客鉄道会
社これの課長言われましたが、登録していない業者が入られないというふうなことであ
ろうと思うんですが、JRの建物ならそれでいいと思うんですが、これは既に町が買い
取っているんですから、町の所有物であるので、私はJRがどうじゃこうじゃというの
はおかしいんじゃないかというふうに思いますが、そこのほうの見解はどうございま
すか。もう一回御説明いただきたい。

○議長（沖田 守君） 総務財政課長。

○総務財政課長（岩本 要二君） 今、後山議員言われますように、駅舎そのものにつきましては町の施設、所有物の施設ということになりますけども、その駅舎の中に当然線路、駅があって鉄道があるわけですので、そういった鉄道営業線の近接工事と先ほど御説明させていただきましたが、施工実績としてそういう近接工事の施工実績があるという条件を付ささせていただきます。そういった条件の中で今のJRさんが該当するということで随意契約とさせていただきますということでございます。

○議長（沖田 守君） いいですか。2番、米澤宥文君。

○議員（2番 米澤 宥文君） この改札口ですが、昨今の新聞を見てみても、地方の駅でもSUICAとかICOCAとかカードで通過ができると。これはその想定はあるんですか。

○議長（沖田 守君） 商工観光課長。

○商工観光課長（堀 重樹君） 今回の改修に併せまして、出札室とか自動販売機のコーナーの移動を考えているところでございます。ただ、そのプラスカード化というところまでの話はまだできてないところであります。

実際にJRの中のシステムの関係もございまして、できるかどうかというのはお話をしながらしていかないといけないと思います。ですので、これについて投げかけという形、もしくはできないかという協議をさせてもらって、もし仮にできるのであればそういったことも考えてまいりたいと思います。

○議長（沖田 守君） 10番、後山幸次君。

○議員（10番 後山 幸次君） もう1点ほどお伺いしますが、駅舎の中、売店がありましたね、今度はこれを町が買い取ったということになりますと、この店舗の賃貸契約が生じてくると思うんですが、続けて売店をやらすお考えがあるのか、それとももう撤廃さすんだというお考えか、どちらで町のほうはどのように考えておられるのか、もし業者が、あそこで売店をやりたいというのであれば、賃貸契約をしなきゃならないと思うんですが、その点どのように町のほうはお考えかお聞かせいただきたい。

○議長（沖田 守君） 商工観光課長。

○商工観光課長（堀 重樹君） 失礼します。現在、待合室にうどん屋さんと売店が既にあるかと思っております。今回の改修に際しまして、現在の部分の改修するために現在の設備を退けていただくというふうに考えております。改修が終わりましたらこの図面、参考資料にありますように、うどん店もしくは売店の場所というのを確保する考えでございます。

駅舎については昨年度、町のほうで有償で購入したところでありますし、この契約とかお貸しする方法については、手法については考えないといけないこともあろうかと思っておりますが、JRで観光客の方、もしくはお客さんがいらっしゃるときに、駅の中に店がないとかそういう寂しいことがあってはいけないと思いますので、現在の方がされる

かどうかは不明ですけど、そういった店舗をあるように考えていきたいと思っております。

○議長（沖田 守君） 後山さん、よろしゅうございますか。11番、岡田君。

○議員（11番 岡田 克也君） 先ほど同僚議員も聞いておられましたが、要は、鉄道の近接の工事というのは、JRの安全の運行上の観点から施工実績がなければ施工することができないということが鉄道法とか何か条例関係の中で定められているのか、そういうようなことに準じて多分こういう入札になったのではないかと思います、その点を確認をいたしたいと思えます。

○議長（沖田 守君） 総務財政課長。町長。

○町長（下森 博之君） 議員御指摘のような法律に準じたというそういうことではございません。ただ、やはりJRさんは非常に安全運行ということについては相当意識が高く、また非常に気を使っておられます。今回の工事に限らず、いろいろないわゆるJR沿線のこの事業というのはJRさんが同じように、やはり近接の事業ということで施工実績があるということを条件を付されることが大半というふうに理解していただいているんじゃないかと思っております。今回のこの工事も町の所有にはなっておりますけど、鉄道沿線ということでJRさんがやはり施工実績を伴った業者にこれは絶対をお願いしていきたいという強い要望を持っておられます。それに従って今回我々の入札についてもそういう条件を付させていただいたというところでございまして、なかなかその条件を付さない中での入札ということになってまいりますと、JRさんとの協議が整わないとそういうような背景もあったというところであります。

○議長（沖田 守君） ほかにありますか。6番、丁泰仁君。

○議員（6番 丁 泰仁君） 私も確かめますが、この売店とうどん屋の件ですがね、これは既存の業者を優先的に入ってもらおうということなのか、それとも公募をすると、その前に公募をするということもあるのか。そこら辺をちょっと確かめたいと思えますがどうですか。

○議長（沖田 守君） 商工観光課長。マイクに近づいて。

○商工観光課長（堀 重樹君） 失礼します。手法についてはまだ決まってはいませんが、駅舎については町が購入した施設になりますので、今までやっておられた方が必ずとかということはありませんし、広く意見を聞きながら、求めながらということが基本になってこようかと思えます。ただ、出店されてすぐ店を畳まれるとか、そういうことがあってもいけませんので、そこらあたりは手法としてはプロポーザルじゃないにしろ実績とかそういう部分を踏まえて、一番適した方に長く運営していただくような方法で考えたいと思えます。

○議長（沖田 守君） ほかにありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） ないようであります。質疑を終わります。

これより討論に入ります。

まず、本案件に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 次に、本案件に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 討論なしと認めます。

これより、議案第63号を採決します。本案件を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（沖田 守君） 起立全員であります。したがって、議案第63号令和2年度津和野駅舎改修工事請負契約の締結については、原案のとおり可決されました。

休憩取りましようか。10時10分でもいいですね。10時25分まで休憩といたします。
午前10時15分休憩

.....
午前10時25分再開

○議長（沖田 守君） 休憩前に引き続き会議を続けます。

日程第8. 議案第64号

日程第9. 議案第65号

○議長（沖田 守君） 日程第8、議案第64号令和3年度津和野町一般会計補正予算（第1号）から日程第9、議案第65号令和3年度津和野町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）、2案件につきまして、執行部から提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（下森 博之君） それでは、議案第64号令和3年度津和野町一般会計補正予算（第1号）についてでございますが、歳入歳出それぞれ1億8,036万5,000円を追加し、予算総額を歳入歳出それぞれ86億136万5,000円とするものでございます。詳細につきましては担当課長から御説明を申し上げます。

議案第65号でございますが、令和3年度津和野町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についてでございます。

歳入歳出それぞれ50万円を追加し、歳入歳出予算総額それぞれ11億250万3,000円とするものでございます。詳細につきましては担当課長から御説明を申し上げます。

○議長（沖田 守君） 総務財政課長。

○総務財政課長（岩本 要二君） それでは、議案第64号を御説明いたします。

まず、4ページをお開きください。

第2表地方債補正の変更でございます。総額で1,280万円の増額補正をしております。詳細につきましては事項別明細書の中で御説明をいたします。

それでは、歳出の主なものから御説明いたしますので、12ページをお開きください。全体を通して、新型コロナウイルス感染症対策関連予算を計上させていただいております。

総務費の新型コロナウイルス感染症対応地方創生推進事業費の総務財政課分では、需用費といたしまして、避難所用間仕切り等の購入に伴いまして、消耗品費125万4,000円を計上。

つわの暮らし推進課分では、委託料といたしまして、木部地区での交通体系再編実証運行委託料1,320万円、備品購入費といたしまして、実証運行に伴う乗り合いタクシー購入費396万円、負担金補助及び交付金として、津和野高校生の県外帰省時のPCR検査に伴い、感染症拡大防止事業補助金270万4,000円、津和野高校生の下宿先での感染症対策に係る施設改修費に伴い、感染拡大防止における下宿先改修事業補助金450万円を計上しております。

健康福祉課分では、委託料としてガンバロウ応援券の配布に伴い、こども商品券換金事務委託料189万1,000円、負担金補助及び交付金として、妊婦の皆さんの感染症対策として、妊婦支援特別給付金360万円、感染症防止対策による活動自粛等による疲れた心身のリフレッシュ及び感染治療対策として衛生用品等の購入支援を目的に、全町民に町内で使えるこだま商品券を配布する感染症対策を継続して、ガンバロウ応援券事業補助金3,525万5,000円を計上しております。

1枚めくっていただきまして、医療対策課分では、町内の介護事業、障害福祉事業所及び診療所に対する感染症対策支援事業補助金580万円を計上。

農林課分では、負担金補助及び交付金として、農林業者業績悪化緩和のための支援事業補助金300万円、農業生産の回復拡大に係るマニアスプレッタ導入に伴い、農業収益向上緊急支援事業補助金174万8,000円、生産団体の意欲向上及び生産販売の効率化や収益向上の取組に対して支援を行います。農業収益向上のための支援事業補助金750万円を計上しております。

商工観光課分では、負担金補助及び交付金としてコロナ禍での町内商工事業者の売上額の減少に伴い、運転資金補助を行う業績悪化緩和運転資金補助金4,000万円、飲食店や食品製造業者の町内事業者による新商品の試作開発の支援を行う新商品試作開発支援補助金200万円、アフターコロナでの町内の消費拡大を目的とした飲酒店利用に係る消費拡大キャンペーン補助金500万円、ウィズコロナでの各事業所が行うキャンペーン、PR経費を助成いたします事業者独自キャンペーン実施支援事業補助金500万円、町内の事業者が取り組む飛沫防止用机上パネル等の感染症対策に伴い、商業・サービス業感染症対策小設備導入支援事業補助金200万円、町内事業者のホームページ作成費及びイメージビデオ制作費等に対する津和野町商工観光振興推進事業補助金1,270万円、町内事業者オンライン商店街連携分に伴い、個別商業包括的支援事業補助金200万円を計上しております。

教育委員会分では需用費といたしまして、町内小中学校の感染症対策としてのマスク等の購入に伴い、消耗品費 240 万円、工事請負費といたしまして、須川公民館、木部公民館の空調設備整備に伴い、公民館空調設備整備事業 218 万 7,000 円、備品購入費として町内小中学校への衛生用品等購入に伴い、一般備品費 240 万円を計上しております。

1枚めくっていただきまして、民生費の児童福祉総務費では、負担金補助及び交付金として、ひとり親世帯に対する特別給付金 400 万円を計上しております。

1枚めくっていただきまして、衛生費の医療対策費の備品購入費といたしまして、レントゲン機器購入に係る追加分に伴い、医療機器購入費 550 万円を計上しております。

新型コロナウイルスワクチン接種事業費では、需用費として、ワクチン接種に係る消耗品費 851 万 5,000 円を増額、役務費といたしまして、接種券送料等に伴い、通信運搬費 104 万 9,000 円を増額、委託料といたしまして、接種内容の見直しに伴い、ワクチン接種委託料 811 万 9,000 円を減額、ワクチン管理委託料 100 万円を減額、ワクチン接種記録システムの改修に伴い、健康情報管理システム改修委託料 100 万円を計上、使用料及び賃借料として冷蔵庫等のリース料 146 万 4,000 円を減額、備品購入費といたしまして、庁用器具費 200 万円を減額をしております。

続きまして、22 ページをお開きください。

商工費の歴史的風致維持向上事業費の津和野駅周辺整備事業費では、委託料といたしまして津和野駅舎改修工事に伴い、施工監理業務委託料 400 万円を計上しております。

1枚めくっていただきまして、土木費の道路維持費では、工事請負費としてボックスカルバート工法変更等に伴い、町道稲成丁線水路修繕工事 352 万円を計上しております。

それでは、歳入を御説明いたしますので、10 ページにお戻りください。

国庫補助金の総務費国庫補助金でございますが、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金 1 億 3,767 万 8,000 円を計上しております。

民生費国庫補助金では、ひとり親世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金給付費補助金 448 万 7,000 円を計上しております。

教育費国庫補助金では、町内小中学校の感染症対策に伴い、学校保健特別対策費補助金 240 万円を計上しております。

繰入金につきましては、財政調整基金繰入金 2,300 万円を計上をさせていただいております。

町債では、衛生費の過疎対策事業債として、レントゲン機器購入に係る追加分に伴い、診療施設整備事業 550 万円を計上しております。

商工債の過疎対策事業債として、津和野駅舎改修工事に伴い観光施設整備事業 400 万円を計上しております。

土木費の一般単独事業債として、町道稲成丁線水路修繕工事の工法変更に伴い、合併特例330万円を計上させていただいております。

以上でございます。

○議長（沖田 守君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（土井 泰一君） それでは、議案第65号令和3年度津和野町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について御説明をいたします。

歳出より御説明いたしますので、10ページを御覧ください。

保険給付費の傷病手当金50万円増は、新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に傷病手当金を支給するためのものであります。

続いて、歳入を御説明いたしますので、8ページを御覧ください。

県支出金の保険給付費等交付金50万円増は、歳出で説明しました新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に支給する傷病手当金に係る特別調整交付金であります。

以上であります。

○議長（沖田 守君） 以上で、提案理由の説明を終わり、これより一般会計補正予算（第1号）の質疑に入ります。ありませんか。11番、岡田君。

○議員（11番 岡田 克也君） 18ページ、19ページのところの医療機器購入費で、説明ではレントゲン機器購入に伴う追加分ということでありましたが、追加分の内容について、御説明をお願いしたいと思います。

○議長（沖田 守君） 医療対策課長。

○医療対策課長（清水 浩志君） このたびの補正額、備品購入費550万円につきましては、レントゲン機器設置に伴います必要な附帯工事分となっております。増額予算につきましては、備品購入時に予算要求をしておりますけども、シールド施工については、法人からも専門の業者による施工を要望されており、また、町としましてもエックス線漏れについては絶対に避けなければならないことから、レントゲン装置導入業者に遮蔽部分について施工をお願いしたく附帯工事分として計上させていただきました。

以上でございます。

○議長（沖田 守君） ほかにありますか。6番、丁君。

○議員（6番 丁 泰仁君） 15ページ、総務費。負担金補助及び交付金ですね、業績悪化緩和運転資金補助金4,000万、それから新型コロナウイルス対策等町内消費拡大キャンペーン補助金500万、それから津和野町商工観光振興推進事業補助金1,270万、これにつきましては詳細を説明してください。

○議長（沖田 守君） 商工観光課長。

○商工観光課長（堀 重樹君） 失礼します。

まず、業績悪化緩和運転資金補助金でございます。4,000万円を計上させてもらっています。これについては、新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言は終了しており

ますが、蔓延防止措置等の重点措置が現在14地区で施行されている状況でございます。そういった状況の中、ここの補助については、昨年の4月から9月期までで1回目としまして、業績悪化の減少率に伴いましてそれに対応する基準額の金額を給付するという措置を行いました。引き続き9月期から12月期、1月から3月までその措置を延長したところでございます。

このたび、状況としては依然悪い状況というところでありますので、その措置を延長をさせてもらいました。減少率に応じた給付の割合でございますが、まず割合については3月期までの割合と同じで、減少率が30%以上の事業者の方については基準額全額を給付する。減少率20%から30%未満の事業者の方については2分の1を給付することとしております。加えて、上限額も引き続き30万円ということでございます。

数字については、一応昨年の4月から9月期まで、10月から3月期までの実績に応じた金額を計上しているところでございます。

ちなみに、4月から9月までの実績についてですが、全部で275件の4,520万円の実績であります。10月から3月はありませんが、2月までの実績で96件で980万円ということで、10月期から3月期までの率をこのたび同じとしたのは、10月期から2月までの実績単価にして10万円と見込みまして、10万円掛ける400件と想定して4,000万円ということにしております。

続きまして、コロナウイルス対策等町内消費拡大キャンペーン補助金についてでございます。これにつきましては、このたび新しくこの夏に向けて暑気払い、夏の宴会さらにはコロナの状況によっては引き続き、忘年会、新年会をもくろみましてキャンペーンを展開していきたいと考えて計上させてもらったところです。

コロナウイルス感染症により、特に経済的な影響の大きい宿泊、飲食事業者等を支援して町の活性化を図るためのものがございます。アフターコロナ感染終息が見えた段階での消費拡大を目的としたものでありますので、状況に応じては夏に展開できるかどうか分からないところですが、長引きそうな場合については最長今年度の中で、冬の新年会までのところの応援を視野に入れております。内容については、期間内において4人以上で実施する飲食・宴会の費用を、津和野ガソリン・お買物共通利用券、得々ドライブ商品券、既にありますがこちらのほうを利用して還元する方法を考えております。得々ドライブ商品券の金額は、当日の1日1人当たりの利用、税込みの支払額によってそれぞれ分けることを想定しております。3,000円以上5,000円未満については、1,000円分の利用券をお渡しする。5,000円以上7,000円未満については、2,000円分の利用券をお渡しする。7,000円以上については、3,000円分の利用券をお渡しすることを想定しております。

引き続きまして、津和野町商工観光振興推進事業補助金の1,270万円のところでございます。

これについては、現在町内の複数事業者が既にそれぞれのお店の情報について個別にホームページ上で仕掛けをつくって、オンライン決済等のシステムを組み込んだ上でネットショップを行っているところであると思います。ただ、現状では、個別のホームページということで、津和野町としての津和野町の中の商店としての露出度が非常に少ないということがございますので、消費者がそこに行き着くことができないといった中で、購買が伸び悩んでいるという業者が非常に多いという声を聞いております。

また、大きい楽天、Amazonといった大手ホームページで取引するとその分、露出が増えるところになりますけど、手数料自体が大きくなりますんで、利益率が低下してしまうという問題が現在あるところでございます。

こういった状況の中、今回ネット上の仮想空間に各町内事業者が参加した「津和野オンライン商店会」、これは仮の呼び方なんですけど、これを観光協会内のホームページに設置してオンライン商店会を、例えば大手検索エンジン等にひも付けることで、津和野町それぞれの商店会という段階で全体としての露出を増やしていくことを考えましたというところでございます。それと併せてオンライン商店会には、県内外のイベントでも活用できるための最新の動画、映像、津和野町内のそういった観光情報を新しく作るというふうに考えております。これについては、過去動画等もあったところでございますが、昔のものでありますので、最新の情報を反映してなく陳腐化しとるところで、時代がたつほどに古くなっていっているものでございます。ロングバージョンとかショートバージョンといったような形で作ることによってそのホームページ上に載っける、そのほか県外の大画面、例えば広島のマツダスタジアムのオーロラビジョンといったようなところに、大画面でコマーシャルをすることによって、今の津和野の状況、観光しに行ってみたいとそういう欲求を表現、来ていただけるように、どうでしょう、イメージの向上・定着を図るといふものでございます。併せまして、このプラットホームを作ることによりまして、今、町内業者の方でホームページの作成をしていないところもあると思います。そういう方についても、これを機会に併せてホームページを作成してもらいたいということで、そちらのほうに作成費を、もちろん観光協会と商工会に絡んだこの事業に係る部分についてのみですけど、そちらのほうのホームページの作成のお手伝いをするというふうなところで予算を計上させてもらっております。

以上です。

○議長（沖田 守君） 6番、丁君。

○議員（6番 丁 泰仁君） 業績悪化緩和運転資金の補助金、今年3月まで実施されている、それでこの新たにこれ4,000万ですか、これは4月から何月までを対象にしているんですか。それと、コロナのことをまた後に別冊子で詳細を前回も出してもらっていると思うんですけど、経済対策として示してもらったら助かります。対象期間、まずは。

○議長（沖田 守君） 商工観光課長。

○商工観光課長（堀 重樹君） すいません。対象期間としては、4月から9月まででございます。比較する基としては平成31年の4月から9月と、令和3年の9月から3月までを比較することになります。

それと、もう一つですが、小冊子のところでございます。こちらのほう現在準備をしております。広報等で折り込みができればと考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。失礼します。

○議長（沖田 守君） 7番、御手洗君。

○議員（7番 御手洗 剛君） 13ページでございます。つわの暮らし推進課の関係で、委託料として、交通体系再編実証運行委託料1,320万、また備品購入費で396万ですか、掲げてあります。この内容についてちょっとお聞かせをいただきたいと思ひます。

○議長（沖田 守君） 担当課長がおりませんので、総務財政課長。

○総務財政課長（岩本 要二君） つわの暮らし推進課長のほうから、資料を預かっておりますのでそれをちょっと読まさせていただきます。

この事業につきましては、密集を避けた移動の確保と新型コロナ収束後の移動手段確保のため、人工知能を使った予約システム等タクシー車両を活用した新しい移動手段を構築するための実証運行事業ということでございます。この実証運行の実施地区につきましては、先ほど御説明しておりますけれども木部地域を想定をしております。実際の利用者は交通弱者と言われております高齢者の方が予想されているということでございますので、役場内の健康福祉課や医療対策課と検討会を開催しながら、情報共有をしながら、この事業を進めていきたいというふうを考えております。実証運行事業委託料1,320万円、それと、今、御手洗議員さんのほうからありましたけれども、乗り合いタクシーの購入費ということで、車両購入費として396万円を今回補正予算として、計上させていただいております。

以上でございます。

○議長（沖田 守君） 7番、御手洗君。

○議員（7番 御手洗 剛君） 担当課長、いらっしゃらない中で質問いたしておりますが、この実証運行の委託料として1,320万でございますが、どこへ委託されるのか、また、この事業といいますか実証委託これをいつ頃から開始される予定か、分ればお聞かせ願ひたい。

○議長（沖田 守君） 総務財政課長。

○総務財政課長（岩本 要二君） その委託先ということでございますけれども、どういった手続をしていくのかという今からのことになろうかとかと思ひますけど、今まで、いろいろと株式会社バイタルリードというところに相談をさせていただいたりしておりますので、そういったところにお願ひをしていくんじゃないかと思ひますが、ただやはり手続がいろいろあるかと思ひますので、そういったところの手続を

経て決まっていくもんだらうというふうに考えております。それと、期間につきましては、すいません、詳細に何月からというのは把握しておりません。申し訳ございません。

○議長（沖田 守君） 町長。

○町長（下森 博之君） 答弁については、先ほど総務課長から申し上げたとおりでございます。委託料の先というのはまたこれからの検討ということになるかと思っております。それから、着手のときとちょっと明確に答弁できないという状況でございます。今日は、つわの暮らし推進課長、どうしても家庭の事情で欠席ということでありまして、私のほうで許可をしたというところでございましたが、ちょっとこうした正確な答弁ができないという状況になっているということについては、本当に申し訳なく思っております。お詫び申し上げたいと思います。

○議長（沖田 守君） ほかにありますか。いいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） ないようであります。これで、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 討論なしと認めます。

これより議案第64号を採決します。本案件を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（沖田 守君） 起立全員であります。したがって、議案第64号令和3年度津和野町一般会計補正予算（第1号）は、原案のとおり可決されました。

続いて、令和3年度津和野町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）、質疑に入ります。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） ないようであります。質疑を終結します。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 討論なしと認めます。

これより議案第65号を採決します。本案件を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（沖田 守君） 起立全員であります。したがって、議案第65号令和3年度津和野町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）は、原案のとおり可決されました。

日程第10．報告第2号

○議長（沖田 守君） 日程第10、報告第2号令和2年度津和野町一般会計事故繰越し繰越計算書の報告について。執行部より報告をお願いします。町長。

○町長（下森 博之君） それでは、報告第2号令和2年度津和野町一般会計事故繰越し繰越計算書の報告についてでございますが、地方自治法施行令第150条第3項の規定により、令和2年度津和野町一般会計事故繰越し繰越計算書を調製しましたので報告するものでございます。詳細につきましては担当課長から御報告を申し上げます。

○議長（沖田 守君） 総務財政課長。

○総務財政課長（岩本 要二君） それでは、報告第2号を御説明いたします。

1枚めくっていただきまして、別紙をお開きください。

令和2年度津和野町一般会計事故繰越し繰越計算書でございます。

土木費の道路長寿命化対策事業でございますが、旭橋の橋梁耐震工事において、新型コロナウイルス感染症の拡大によりまして、落橋防止装置の製作、鋼材の表面処理等の工程で、従業員の減少など人材不足の影響に伴いまして、作業を遅らせざるを得ず、年度内に工事を完了することが困難となったため、1億131万5,400円を繰り越すものでございます。終期は6月末を予定しております。

以上でございます。

○議長（沖田 守君） 特に質疑があればこれを許します。

いいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） ないようであります。

質疑を終結します。

日程第11．報告第3号

○議長（沖田 守君） 日程第11、報告第3号令和2年度津和野町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について、執行部より報告を願います。町長。

○町長（下森 博之君） それでは、報告第3号令和2年度津和野町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告についてでございますが、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、令和2年度津和野町一般会計繰越明許費繰越計算書を調製しましたので報告するものでございます。詳細につきましては担当課長から御報告を申し上げます。

○議長（沖田 守君） 総務財政課長。

○総務財政課長（岩本 要二君） それでは、報告第3号を御説明いたします。

1枚めくっていただきまして、別紙をお開きください。

令和2年度津和野町一般会計繰越明許費繰越計算書でございます。

総務費の津和野町庁舎耐震補強改修事業でございますが、本庁舎本体工事の外構工事が3月末完了見込みとなったため、本庁舎LAN工事等の津和野町庁舎改修関連工事1億71万5,000円を繰り越すものでございます。終期は5月末を予定しております。

PCB含有安定器処理事業でございますが、町有施設内の調査に不測の日数を要したため、587万4,000円を繰り越すものです。終期は9月末を予定しております。

津和野城山整備事業でございますが、他の関連工事との施工調整に不測の日数を要したため、作業道舗装新設工事ほか関連工事1億3,205万6,000円を繰り越すものでございます。終期は6月末を予定しております。

広域市町村圏事務組合消防費負担金でございますが、感染症対応型高規格救急車整備費負担金について、受注生産による契約後納品までに不測の日数を要するため、625万7,000円を繰り越すものです。終期は6月末を予定しております。

新型コロナウイルス感染症対応町創生推進事業費の執務室等における飛沫感染防止事業でございますが、コロナ禍の影響によりOA機器等の調達に不測の日数を要したため、694万8,000円を繰り越すものでございます。終期は6月末を予定しております。

城跡観光リフト整備事業でございますが、コロナ禍の影響により資材等の確保に不測の日数を要したため、1,532万5,000円を繰り越すものでございます。終期は4年3月末を予定しております。

町内消費拡大支援事業でございますが、緊急事態宣言が継続となったこと等の影響により、事業の推進に不測の日数を要したため、198万円を繰り越すものです。終期は4年3月末を予定しております。

ウィズコロナ観光誘客キャンペーン委託料でございますが、緊急宣言が継続になったこと等の影響により、事業の推進に不測の日数を要したため、726万円を繰り越すものです。終期は4年3月末を予定しております。

地域の一店一商品づくりサポート事業でございますが、コロナ禍の影響により機材等の確保に不測の日数を要したため、395万円を繰り越すものです。終期は12月末を予定しております。

道路環境整備事業でございますが、機材調達に不測の日数を要したため、550万円を繰り越すものです。終期は4年3月末を予定しております。

学校保健感染症対策備品整備事業でございますが、滅菌器の調達に不測の日数を要したため、54万6,000円を繰り越すものです。終期は12月末を予定しております。

学校施設衛生環境保全事業でございますが、資材等の調達に不測の日数を要したため、1,227万6,000円を繰り越すものです。終期は8月末を予定しております。

民生費の日原保育園建設工事実施設計業務でございますが、日原山村開発センター解体による残土量が解体後でなければ見込まれず、これに伴う不測の日数を要したため、902万円を繰り越すものです。終期は5月末を予定しております。

農林水産費の農業水路等長寿命化・防災減災事業でございますが、資材搬入道路の確保に土地所有者との調整に不測の日数を要したため、1,863万8,000円を繰り越すものです。終期は12月末を予定しております。

原木・チップヤード建設事業でございますが、地盤調査に不測の日数を要したため、2億6,943万4,000円を繰り越すものです。終期は8月末を予定しております。

林道新設改良事業でございますが、工事施工に当たり地元から設計変更の要望があり、その調整に不測の日数を要したため、1,801万8,000円を繰り越すものです。終期は11月末を予定しております。

商工費の歴史的風致維持向上事業でございますが、他機関との計画調整に不測の日数を要したため、4億6,514万5,000円を繰り越すものです。終期は12月末を予定しております。

土木費の地籍調査事業費でございますが、一筆地測量実施地区内の境界調整に不測の日数を要したため、786万円を繰り越すものです。終期は4年3月末を予定しております。

地籍調査ミニ国事業でございますが、一筆地調査実施区域内及び隣接地の境界調整に不測の日数を要したため、158万円を繰り越すものです。終期は4年3月末を予定しております。

稲成丁線水路修繕事業でございますが、工事着手後当初想定していた土質と異なることが判明し、詳細調査及び工法の検討、選択に不測の日数を要したため、589万円を繰り越すものです。終期は6月末を予定しております。

津和野城山溪流末整備事業でございますが、文化財協議や土地所有者及び関係者との設計協議に不測の日数を要したため、414万9,000円を繰り越すものです。終期は7月末を予定しております。

緊急自然災害防止事業でございますが、流路工計画において事業地内の土地所有者、関係者との協議に不測の日数を要したため、1,259万円を繰り越すものです。終期は8月末を予定しております。

道路新設改良事業でございますが、工事期間中の道路通行規制及び迂回路の調整に不測の日数を要したため、商人線6,735万円を繰り越し、ほか9路線と合わせて2億8,025万8,000円を繰り越すものです。終期は9月末を予定しております。

道路長寿命化対策事業でございますが、通行規制での地元調整及び冬期施工での関係機関調整に不測の日数を要したため、1億6,677万1,000円を繰り越すものです。終期は4年3月末を予定しております。

教育費のボルダリング設備整備事業でございますが、新型コロナウイルス感染症の影響で資材調達に不測の日数を要したため、1,358万5,000円を繰り越すものです。終期は12月末を予定しております。

給食センター建設実施設計業務委託でございますが、保護者への説明がコロナ禍の影響で不測の日数を要したため、1,705万円を繰り越すものでございます。終期は9月末を予定しております。

日原小学校駐車場整備工事でございますが、工事施工に当たり安全対策の調整に不測の日数を要したため、948万8,000円を繰り越すものです。終期は8月末を予定しております。

津和野・小川体育館照明器具LED化事業でございますが、LED器具の調達に不測の日数を要したため、2,581万7,000円を繰り越すものです。終期は4年3月末を予定しております。

津和野城山復旧事業でございますが、復旧事業とトイレ等施設整備事業との施工調整に不測の日数を要したため、1,891万9,000円を繰り越すものです。終期は9月末を予定しております。

災害復旧費の現年農地農業用施設災害復旧費でございますが、令和3年1月の入札が不調となり年度内完成が見込めなくなったため、2,178万円を繰り越すものです。終期は11月末を予定しております。

現年林道災害復旧費でございますが、工事着手後、当初想定していた土質と異なることが判明し工法の検討、選択に不測の日数を要したため、988万5,000円を繰り越すものです。終期は7月末を予定しております。

現年公共土木施設災害復旧費でございますが、通行規制期間等に一部沿線住民との調整に不測の日数を要したため、447万8,000円を繰り越すものです。終期は8月末を予定しております。

以上でございます。

○議長（沖田 守君） 報告が終わりました。特に質疑があればこれを許します。いかがですか。

近頃はない、えらい、とんでもない金額の繰越しになってしまいましたが、質問ありませんね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） ないようでありますので、質疑を終結します。

日程第12．報告第4号

○議長（沖田 守君） 日程第12、報告第4号令和2年度津和野町下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について、執行部より報告を願います。町長。

○町長（下森 博之君） それでは、報告第4号令和2年度津和野町下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告についてでございますが、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、令和2年度津和野町下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書を調製しましたので、報告するものでございます。詳細につきましては担当課長から御報告を申し上げます。

○議長（沖田 守君） 環境生活課長。

○環境生活課長（野田 裕一君） 報告第4号について御説明いたします。

令和2年度津和野町下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書でございます。

裏面を御覧いただきたいと思っております。

清水管理センター沈殿池トラフ修繕でございますが、630万3,000円を繰り越すものです。処理場沈殿池の修繕に当たり新型コロナウイルス感染症予防対策のため、緊急事態宣言適用地域からの事業者来町を控えていただいたため、着工までに不測の日数を要したことから、年度内完了が困難となり繰り越すもので、終期は9月末を予定しております。

次に、津和野処理区管渠工事でございますが、9,271万3,000円を繰り越すものです。下水道管附設工事発注に当たり工事区間内で狭小箇所が多く、工事車両通行ルートを検討及びJR近接部があるため工事施工計画作成後にJRと協議を実施する必要があり、不測の日数を要したため、年度内完了が困難となり繰り越すもので、終期は11月末を予定しております。

以上でございます。

○議長（沖田 守君） 報告が終わりました。特に質疑があればこれを許しますがありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） ないようでありますから、質疑を終結します。

日程第13. 報告第5号

○議長（沖田 守君） 日程第13、報告第5号令和2年度津和野町病院事業会計予算繰越計算書の報告について、執行部より報告を願います。町長。

○町長（下森 博之君） それでは、報告第5号令和2年度津和野町病院事業会計予算繰越計算書の報告についてでございますが、地方公営企業法第26条第1項の規定により令和2年度津和野町病院事業会計予算繰越計算書を調製しましたので、同条第3項の規定により報告するものでございます。詳細につきましては担当課長から御報告を申し上げます。

○議長（沖田 守君） 医療対策課長。

○医療対策課長（清水 浩志君） それでは、報告第5号について、御説明をいたします。令和2年度津和野町病院事業会計予算繰越計算書でございます。

裏面を御覧いただきたいと思います。津和野共存病院へ設置の非常用発電機整備事業でございますが、発電機本体の調達に不測の日数を要したことから、年度内完了が困難となり3,074万5,000円を繰り越すもので、終期は6月末を予定しております。

以上でございます。

○議長（沖田 守君） 特に質疑があれば、いいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） ないようでありますので、質疑を終結します。

日程第14、報告第6号

○議長（沖田 守君） 日程第14、報告第6号令和2年度津和野町水道事業会計予算繰越計算書の報告について、執行部より報告願います。町長。

○町長（下森 博之君） それでは、報告第6号令和2年度津和野町水道事業会計予算繰越計算書の報告についてでございますが、地方公営企業法第26条第1項の規定により、令和2年度津和野町水道事業会計予算繰越計算書を調製しましたので、同条第3項の規定により報告するものでございます。詳細につきましては担当課長から御報告を申し上げます。

○議長（沖田 守君） 環境生活課長。

○環境生活課長（野田 裕一君） 報告第6号について御説明いたします。

令和2年度津和野町水道事業会計予算繰越計算書でございます。

裏面を御覧いただきたいと思います。町道滝谷1号線道路改良工事に伴う配水管支障移転工事でございますが、町施工の道路改良工事の発注が遅れたため、年度内完了が困難となり、534万6,000円を繰り越すもので、終期は6月末を予定しております。

以上でございます。

○議長（沖田 守君） 特に質疑があれば、これを許しますが、ありませんか。

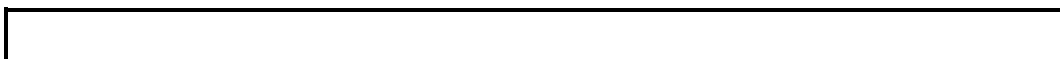
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 質疑を終結します。

○議長（沖田 守君） 以上をもちまして、本日の日程は全て終了いたしました。会議を閉じます。

令和3年第5回津和野町議会臨時会を閉会します。大変御苦勞でございました。

午前11時17分閉会



会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

年 月 日

議 長

署名議員

署名議員